

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(第7回)への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
認定 NPO 法人びーのびーの  
理事長 奥山千鶴子

令和7年度の子ども・子育て支援関係概算要求の状況を踏まえ、以下3点意見を提出いたします。

1. 「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた効果的な広報について

(資料1 P18)

「はじめの100か月の育ちビジョン」は、子育て家庭だけでなく、子どもと子育て家庭に関わる教育・保育関係者や子育て支援にかかわる方含め社会全体で共有したい考え方です。社会に広く理解を深めていくためには一定程度時間がかかります。継続した調査研究、啓発活動が行えるよう予算措置をお願いいたします。

2. 妊婦等包括相談支援事業について、「利用者支援事業」や「地域子育て相談機関」の設置も促進

(資料1 P12 及び参考資料2 P3)

妊娠期から子育て期の包括的な切れ目ない支援における、伴走型相談支援の推進(妊婦等包括相談支援事業)ですが、参考資料2において、妊婦等包括相談支援事業の量の見込みを設定する際の参酌基準とするため、利用者支援事業の利用対象者に妊婦及びその配偶者又は子ども若しくはその保護者と追加することが入りました。

また、利用者支援事業の目標事業量の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事業その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域(中学校区を目安とする)ごとに、地域子育て相談機関の整備に努めることとされていることも考慮すること、と明記されています。

自治体に対して努力義務とされております「地域子育て相談機関」の設置は、遅れている状況です。「地域子育て相談機関」は、相談の敷居が低く、生活圏域において、子育て家庭が継続的につながるための工夫をする機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等が想定されています。こども家庭センターを補完する役割を期待されており、その職員は、利用者支援事業基本型の専門員(通称:子育て支援コーディネーター等)が原則配置となっております。

妊娠期からの切れ目ない包括的な相談支援を考える上でも、「こども家庭センター」と「地域子育て相談機関」、「利用者支援事業」の連携・協働による、妊婦等包括相談支援の体制整備が必要と考えます。

3. こども誰でも通園制度について

(資料1 P18)

令和7年度の子ども・子育て支援関係概算要求のなかで、整備費等の補助率のかさ上げ(1/2 →2/3)が提示されています。運営費に関しましても、事業者が取り組みやすいよう基礎的給付を設けていただきたいと思います。